

令和5年度保育所入所申込みのご案内

- 1 受付期間 令和4年11月1日（火）から11月30日（水）
午前8時30分から午後5時15分（土・日・祝日を除く）
**※ただし、年度途中に入所を希望される場合は、入所希望日の
前月10日まで**
- 2 受付場所 清川村保健福祉課福祉係
（清川村保健福祉センターやまびこ館内）
※郵送、FAX不可
※新規入所の方は、お子さんをお連れください。
- 3 申込後の流れ（1）入所の連絡
来年1月下旬頃、入所調整ができた方に内定のご連絡をします。
（2）入所保留
保留の場合は、保護者宛に文書で通知します。なお、一度入所保留
になった場合は、次月からは入所調整がついた方のみ電話にてご連
絡をします。
（3）村外の保育所に入所を希望する方は、その市町で申込後の流
れや通知時期が異なりますので、ご注意ください。
- 4 その他（1）不足書類がないよう、ご確認のうえお申込みください。
（2）申込後、就労先・住所・世帯構成等に変更があった場合には、
必ず保健福祉課にご連絡ください。
（3）村外の保育所を希望する方は、その市町の申込み締切日や必要
書類などが異なる場合がありますので、直接ご確認いただき、
清川村保健福祉課で申込みをしてください。
（4）第1希望の保育所に必ずしも入所できるとは限らないので第2
希望、第3希望の保育所を検討してください。
また、新規入所の方で、村内の保育所を希望される場合は、必
ず希望施設の見学を行ってから申込みをしてください。
○あおぞら保育園 ☎281-7350
○おひさま保育園 ☎281-7711
（5）保育所入所のご案内をよくお読みいただき、入所基準や必要書
類などを再度ご確認ください。
（6）入所については、申込み順ではありません。定員を超える申込
みがあった場合は、必要性の高い方からの入所となります。
（7）ご不明な点は、お気軽に担当までお問い合わせください。
- 5 お問い合わせ先 清川村役場 保健福祉課福祉係 ☎288-3861



☆ **保育所とは**

保護者が働いていたり、出産、病気、または病人の介護等の理由により、家庭でお子さんの保育ができない場合、保護者に代わり一定の時間、お子さん（おおむね生後6ヵ月から小学校入学前）を保育する施設です。このため、幼稚園とは目的、入所資格、保育時間等が異なり、「保育が必要」な状態にある場合だけ、入所できることとなり、どの家庭のお子さんも無条件に入所できるものではありません。

☆ **認定基準（入所基準）**

☆ **保育標準時間認定の場合→120時間以上/月、保育短時間認定の場合 64 時間以上/月**
かつ、いずれも、週 4 日以上の就労が条件となります。

保育所に入所できる児童は、その家庭が次のいずれかに該当することにより、保育の必要性の認定を受けた場合です。

① **家庭外（内）で就労する場合・月に 64 時間以上働いていること、かつ週4日以上就労していること**（保育標準時間認定の場合→120 時間以上/月、保育短時間認定の場合 64 時間/月）

※施設利用可能時間は保育標準時間認定の場合→11 時間/日、保育短時間→8 時間/日

ただし、施設利用可能時間は、保育所等が開所している時間内の範囲での利用となります

- ② **母親の出産**（出産予定前8週間から産後8週間）・・・**保育標準時間認定**
- ③ **疾病、負傷**（保護者等が病気、負傷、心身に障害を有していること）・・・**保育標準時間認定**
- ④ **病人の介護等**・・・①と同じ
 （家庭に長期にわたる病人や心身に障害がある人がおり、保護者が常時その介護をしていること）
- ⑤ **家庭の災害等**（震災や火災などが発生し、その復旧にあたっていること）・・・**保育標準時間認定**
- ⑥ **保護者の求職活動中**・・・**保育短時間認定**
 （原則として、入所後2ヶ月以内に必ず就労することが前提であること）
- ⑦ **就学**（職業訓練校等での職業訓練を含む）していること・・・①と同じ
- ⑧ **虐待やDVのおそれがあること**・・・**保育標準時間認定**
- ⑨ **育児休業取得時に、すでに保育園等を利用している子どもがいて継続利用が必要であること**
 ・・・**保育短時間認定**
- ⑩ **村長が認める上記①～⑨に類する状態にあること**・・・**保育標準時間又は保育短時間**

☆ **申込みに必要な書類**

- ① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書
- ② 入所申込書（お子さん1人に1枚）
- ③ 健康調査書（お子さん1人に1枚）

※食物アレルギーがある場合は、食物アレルギー調査票にも記入してください。

④ **その他添付書類**

状況	必要な書類
家庭外で就労する場合	就労証明書（指定用紙）
家庭内で就労する場合	就労証明書（指定用紙） ※自営業の方→個人事業届の写し、確定申告の写し、営業許可証などを添付 ※内職→出来高証明書、納品書、明細書、契約書などを添付
母親の出産	母子手帳の写し※表紙と出産予定日が確認できるページの写し
疾病、負傷及び病人の介護等	診断書、障害者手帳の写し、申立書（介護・看護） ※申立書の場合は、入所後に診断書を提出
求職活動中	保育所入所に関する申立書（指定用紙）

※その他の事由の場合は、別途書類の提出がありますので窓口でご確認ください。

※保護者の勤務先等の理由により、村外の認可保育所入所を希望される場合等は、上記以外の添付書類が必要となることがあります。また、入所基準等は各市町村により異なる場合もありますので、希望保育所が所在する市町村にお問い合わせください。